



寢屋川市女性活躍推進計画

2018(平成 30)年度～2020(平成 32)年度

寢 屋 川 市

平成30年3月

目 次

1	趣旨・目的	1
2	「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画	2
	(1) 法律の目的及び女性の職業生活における活躍の必要性	
	(2) 市町村推進計画	
3	基本目標の現状と課題に対する施策	3
	(1) 基本目標Ⅰ：就業や起業に関する支援の推進	
	ア 現状と課題	
	イ 施策の方向	
	(2) 基本目標Ⅱ：行政内部における男女平等の推進	4
	ア 現状と課題	
	イ 施策の方向	
	(3) 基本目標Ⅲ：仕事と生活の調和の推進	5
	ア 現状と課題	
	イ 施策の方向	
4	女性の活躍推進に向けた体制	6
	(1) 寝屋川市男女共同参画審議会	
	(2) 寝屋川市男女共同参画推進本部	
	(3) 推進拠点施設「寝屋川市立男女共同参画推進センター (ふらっと ねやがわ)」の充実	
	(4) 市民、関係団体及び関係機関等の連携	
	参考資料	7

寝屋川市女性活躍推進計画

1 趣旨・目的

今日、少子高齢化や核家族化に伴い、人々の価値観やライフスタイルは多様化し、生活環境が大きく変化しています。このような社会情勢の変化に対応し、豊かで活力ある社会をつくるためには、誰もが人権を尊重され、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できるよう、環境を整備していく必要があります。

国においては、男女共同参画社会の実現を、急速に少子高齢社会を迎える我が国にとっての最重要課題とし、平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、「女性の活躍推進」を中核に位置付け、今日まで様々な取組が行われてきました。

このような中、これまでの取組を更に着実に前進させるために、民間事業者及び国・地方公共団体といった各主体が女性の活躍推進に向けた果たすべき役割を定める「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が平成27年8月に成立し、平成28年4月に施行されました。

本市においては、平成23年3月に「第4期ねやがわ男女共同参画プラン」を策定し、「男女共同参画社会づくり」の実現に向けた取組と併せ、女性の活躍推進に関わる取組を進めてきましたが、更なる推進を図る必要があるため、女性活躍推進法第6条第2項に規定する女性活躍推進計画を策定するものです。

本計画については、国の基本方針、おおさか男女共同参画プラン（2016－2020）を勘案し、「第4期ねやがわ男女共同参画プラン」の基本目標達成に向けた取組を一層進めることにより、女性の活躍推進を目指します。

本計画は、「第4期ねやがわ男女共同参画プラン」を基本とし、女性の職業生活に関する分野に特化したものです。「（仮称）第5期ねやがわ男女共同参画プラン」に本計画の内容を包含することを踏まえ、計画期間は、2018（平成30）年度から2020（平成32）年度までの3年間とします。

2 「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画

(1) 法律の目的及び女性の職業生活における活躍の必要性

女性活躍推進法（抜粋）

第1条（目的）

この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性
がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の
職業生活における活躍」という。）が一層重要になっていることに鑑み、男女共同参
画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活に
おける活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事
業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性
の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、
女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重
され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢
の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

働く場面において、女性の力が十分に発揮できているとはいえない今日、働く
ことを希望する女性がその希望に応じた働き方ができるよう、社会全体として多
様な取組を進めることが求められています。

また、急速な人口減少による将来の労働力不足に対する懸念や、多様な人材を
確保し新たな価値を創造していくためにも、女性の活躍の推進が早急に求められ
ています。

(2) 市町村推進計画

女性活躍推進法第6条第2項の「市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定
められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村
の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計
画（「市町村推進計画」）を定めるよう努めるものとする。」という規定に基づき、
本市の実情に合わせた次の基本目標を据え、推進計画を策定します。

基本目標Ⅰ：就業や起業に関する支援の推進

基本目標Ⅱ：行政内部における男女平等の推進

基本目標Ⅲ：仕事と生活の調和の推進

3 基本目標の現状と課題に対する施策

(1) 基本目標Ⅰ：就業や起業に関する支援の推進

ア 現状と課題

女性は、結婚や妊娠、出産を機に離職する傾向があり、30歳代に女性の労働力率はいったん落ち込みが見られます。

働くことを希望する女性の就労の継続や再就職など、働くことへのチャレンジを支援する取組を進める必要があります。

また、起業が「働く」選択肢の一つとなっていますが、経営の責任を負うことになり、準備不足の起業はリスクを伴います。起業したい女性が、十分な経営能力を習得できるよう、サポートする仕組みづくりが必要です。

女性の就業支援にあたっては、事業所等の理解と行動が欠かせません。「女性活躍推進法」で努力義務となっている、労働者の数が300人以下の民間事業主の事業主行動計画の策定を促進することが必要です。

イ 施策の方向

施策の方向
① 就労継続への支援 ○ 能力向上や資格習得等、就労継続への支援制度の情報提供に努めます。 ○ 多様な雇用形態の把握に努め、労働局等、労働に関する相談窓口の情報提供を行います。 ② 再就職への支援 ○ 職業安定所(ハローワーク)等、関係機関と連携し、就職機会に関する各種情報を提供します。 ○ 再就職を希望する女性を支援する講座や再就職準備講座等を実施します。 ○ 再就職に向けた資格習得等に関する情報を提供します。 ③ 起業に関する情報の提供 ○ 起業を目指す女性に対して、必要な知識等の情報提供や相談、学習機会の提供を行います。 ○ 商工関係団体との情報交換に努めます。 ④ 女性の活躍促進に関する企業への働きかけ ○ 女性の活躍促進に関する情報提供を行います。 ⑤ 「女性活躍推進法」に規定する一般事業主行動計画の啓発 ○ 一般事業主行動計画の策定が努力義務となっている労働者の数が300人以下の事業所等を対象に、計画を策定するよう啓発に取り組みます。

(2) 基本目標Ⅱ：行政内部における男女平等の推進

ア 現状と課題

男女共同参画の推進を図るためには、行政が率先して模範を示すとともに、職員の共通認識のもと、あらゆる機会に男女共同参画意識の普及啓発活動を展開する必要があります。

寝屋川市では、職員の採用や勤続年数、離職率に男女差は見受けられませんが、管理職に占める女性職員の割合は低い状態です。

政策・方針決定過程に多くの女性職員が参画するためには、管理監督者の意識を高めるとともに、女性職員の昇任意欲の啓発や男女ともに働きやすい環境づくりを進める必要があります。

また、育児・介護を行う職員の継続就労を支援するため、育児・介護休業制度、短時間勤務制度導入の普及啓発など、職業生活と家庭生活の両立のための職場環境づくりや、男性を含めた育児・介護休業の取得推進に向けてより一層取り組む必要があります。

イ 施策の方向

施策の方向
① 採用・配置における男女平等の推進 ○ 人材活用の視点に立って女性の職域拡大や能力開発に努めます。 ○ 職員の配属・配置において、一方の性に偏らないよう努めます。 ② 市職員の研修の充実 ○ 女性職員の意識向上と能力開発を図るための研修等を行います。 ○ 男女共同参画に関する研修や情報提供を充実します。 ③ 「女性活躍推進法」に規定する特定事業主行動計画の推進 ○ すべての職員が職業生活と家庭生活の両立を実現できるよう、「寝屋川市特定事業主行動計画」に基づき、女性の活躍状況の把握や課題の分析等を行い、職業生活と家庭生活の両立支援施策を推進するとともに、研修等を通じて意識啓発に取り組めます。

(3) 基本目標Ⅲ：仕事と生活の調和の推進

ア 現状と課題

職業に就く女性や共働き家庭が増加する一方、出産・育児等を理由として女性が離職する場合や、家族の介護のために男女を問わず離職する例などが見受けられます。

家族の形態に関わらず、誰もがその能力を十分に発揮し、多様な生き方の選択の幅を広げるためには、仕事と生活が調和し、それらが好影響を与えあう「ワーク・ライフ・バランス」の促進を図ることが必要です。

また、子育てや介護等により一旦離職した女性や、ひとり親家庭への支援、起業者・自営業等に従事する女性の活躍を推進していくことも大切です。

従来からの「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」等に加えて、男女共同参画推進の観点から、「女性活躍推進法」に基づく取組を積極的に推進することが必要です。

イ 施策の方向

施策の方向
① 仕事と生活の両立に向けた啓発 ○ 男女が共に仕事と家庭・地域活動の両立を図ることができるように、企業事業主に対して労働時間の短縮、休業制度の運用を促す啓発を進めます。 ② 仕事と子育ての両立に向けた支援 ○ 産休明け保育、育休明け保育、病児・病後児保育、夜間保育、保育時間の延長等、働く男女の多様な保育需要に対応する保育体制の整備を継続して進めます。 ③ 女性のライフプランニング支援 ○ 女性が生涯を通じたライフプランニングについて考える機会を提供します。 ④ 仕事と生活の両立に向けた支援 ○ 男性が家事等の実践的な知識や技術を身につける講座等の実施や情報提供に努めます。 ⑤ 男性の育児・介護休業取得促進 ○ 関係機関と連携して、企業や事業主、市民に向けて育児・介護休業制度に関する情報を提供し、啓発に努めます。 ⑥ 「女性活躍推進法」に規定する女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 ○ 女性の就労や職場での悩みをはじめ幅広い相談内容に応じます。

4 女性の活躍推進に向けた体制

本計画の実効性を確保するため、(1)～(4)に基づき女性の活躍を推進します。

(1) 寝屋川市男女共同参画審議会

寝屋川市男女共同参画審議会は、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例第2条の規定に基づき設置された機関です。男女共同参画社会の形成の促進に関する施策やその他の重要事項の審議を行うとともに、専門的知見や豊富な経験から、適切かつ効果的な意見や助言を行います。

(2) 寝屋川市男女共同参画推進本部

女性の活躍を推進するためには、あらゆる分野において全庁的な取組が必要であることから、寝屋川市男女共同参画推進本部は、市長を本部長、副市長・教育長及び上下水道事業管理者を副本部長とし、総合的かつ効果的に施策を推進します。

また、推進本部に設置されている各部総務担当課長及び関係所管課長で構成する「幹事会」等において、本市の男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進に係る具体的事項について協議等を行います。

(3) 「寝屋川市立男女共同参画推進センター（ふらっと ねやがわ）」の充実

平成13年11月に設置した「寝屋川市立男女共同参画推進センター（ふらっと ねやがわ）」は、下図の6つの事業を実施しており、今後も男女共同参画社会の実現のための拠点施設として、より一層の充実を図ります。



(4) 市民、関係団体及び関係機関等の連携

女性の活躍推進に向け、市民一人ひとりの意識改革や事業者・関係団体などの自主的な取組を促すため必要な情報の収集・提供及び周知・啓発に努めます。